

市(町・村) 国民健康保険税条例(例)の一部を改正する条例(例)

市(町・村) 国民健康保険税条例(例) (昭和二十六年地財委税第八百八十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項ただし書中「二十万円」を「二十二万円」に改める。

第二十三条第一項中「二十万円」を「二十二万円」に改め、同項第二号中「二十八万五千円」を「二十九万円」に改め、同項第三号中「五十二万円」を「五十三万五千円」に改める。

『(世帯別平等割額を課さない市町村)

第二十三条第一項中「二十万円」を「二十二万円」に改め、同項第二号中「二十八万五千円」を「二十九万円」に改め、同項第三号中「五十二万円」を「五十三万五千円」に改める。』

『(地方税法施行令第五十六条の八十九第二項第三号又は第四号の規定による減額を行う市町村)

第二十三条第一項中「二十万円」を「二十二万円」に改め、同項第二号中「二十八万五千円」を「二十九万円」に改める。』

『(世帯別平等割額を課さず、地方税法施行令第五十六条の八十九第二項第三号又は第四号の規定による減

額を行う市町村)

第二十三条第一項中「二十万円」を「二十二万円」に改め、同項第二号中「二十八万五千円」を「二十九万円」に改める。

第二十三条の二中「第二十四条の二」を「第二十四条の二第一項」に改める。

第二十四条の二第二項中「その他の特例対象被保険者等であること的事实を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第十九条第三項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第二項中「第二十三条第一項」を「第二十三条」に、「同項」を「同条第一項」に改める。

附則第三項、第四項、第六項から第九項まで、第十二項及び第十三項中「第二十三条第一項の」を「第二十三条の」に改める。

## 附 則

### （施行期日）

1 この条例（例）は、令和五年四月一日から施行する。

### （適用区分）

2 この条例（例）による改正後の市（町・村）国民健康保険税条例（例）の規定は、令和五年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和四年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。